

定住外国人子ども奨学金事業 規 定

第 1 条 （目的）

外国にルーツをもつ経済的に困難な子どもたちに対して奨学金支給等を通じて高校進学を支援することを目的とする。

第 2 条 （事業）

1. 本事業は、前条の目的を達成するため奨学金制度を中心として各事業を立案、推進する。
2. 事業は兵庫県を対象として進める。

第 3 条 （実行委員会）

本事業は事業の遂行のため実行委員会を設け、次の役員を置く。

1. 委員長 1名
2. 副委員長 1名
3. 委員 若干名
4. 監査 2名

第 4 条 （委員の職務）

1. 委員長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
2. 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理し、又はその職務を行う

第 5 条 （委員の選任）

委員長及び監査は委員会で選任する。副委員長は委員長がこれを選任する。

第 6 条 （委員の任期）

1. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第 7 条 （監査の職務）

本事業の財産状況及び業務執行の状況を監査する。

第 8 条 （監査の任期）

1. 監査の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された監査の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 監査はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第 9 条 （審査委員会）

奨学生の選考を行うために審査委員会を設け、審査委員を若干名置く。

第 10 条 （審査員の職務）

審査委員は、奨学生選考を行う。

第 11 条 (事務局)

本事業の事務を円滑に行うために特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター(KFC)内に事務局を設け、若干名の事務局員を置くことができる。事務局は委員、審査委員、本事業と外部団体との連絡機能を受け持つ。

第 12 条 (運営費)

本事業は、事業収入、賛助金、寄付及びその他の財源の 20%未満を KFC に委託することによって運営する。

第 13 条 (会計年度)

本事業の会計年度は 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終了する。

第 14 条 (規定の改正)

この規定は委員会出席委員の 4 分の 3 以上の賛成によって委員会で改正できる。

第 15 条 (細則)

本規約施行についての細則は委員会の議決を経て別に定める。